

求人の有効期限に ご注意ください

◆求人の公開期限（有効期限）は

原則として、求人受理日の翌々月末日までです。

例） 4月15日求人受理 → 6月30日まで公開（有効）

◆公開期限を過ぎた後も引き続き求人の公開をされる場合は

求人の更新（転用）手続きが必要です。

「求人者マイページ」からの求人更新（転用）について

●求人者マイページからの求人更新の手続きの場合、**公開期限（有効期限）月から更新の予約が可能です。**この場合、求人作成画面の一番最後、「ハローワークへの連絡事項」欄に「○月分更新求人」とメッセージを添えてお申し込みください。

●応募がなかった場合等、求人条件はいつでも見直しができます。わかりやすい求人票や魅力ある求人票の作成、求人条件の見直しなど、お気軽にハローワークにご相談ください。

●「求人者マイページ」には、**有効期間を延長する機能**がありますが、引き続き求人の継続をご希望の場合は「求人者マイページ」から**※求人の更新（転用）手続き**をお願いします。

※なお、「求人者マイページ」上に「求人の更新」という名称のボタンはありませんのでご注意ください。

※求人の有効期限前に求人の募集を終了する場合は、速やかにハローワークにご連絡ください。
ご連絡が遅れますと、募集終了後も応募の連絡をさせていただくことがあります。

